

府省庁名	補助金等の名称	措置内容				要綱等の記載箇所 (例:〇〇要綱第〇条)	過疎地域を対象とした H28年度当初予算の交 付決定額 (単位:百万円)	補助金等全体の H28年度当初予算の交 付決定額 (単位:百万円)	根拠法令
		事業名	対象地域	対象経費	補助要件等				
1 総務省	過疎地域等自立活性化推進交付金	過疎地域等集落ネットワーク圏形成支援事業	過疎地域・特定農山村・山村・半島・離島・沖縄・奄美群島・小笠原諸島・辺地・その他総務大臣が認める地域	地域運営組織等が行う、複数集落で連携して集落の維持・活性化に取り組む事業に要する経費(高齢者サロン開設や買物機能の確保等)	-	10/10(上限1000万円)	690	690	なし
		過疎地域自立活性化推進事業	過疎地域	市町村等が行う、先進的で波及性のあるソフト事業に要する経費(産業の振興や集落の維持・活性化)		1/2以内			
		過疎地域集落再編整備事業	過疎地域	市町村が行う、定住促進のための団地整備や空き家改修等に要する経費		1/3以内			
		過疎地域遊休施設再整備事業	過疎地域	市町村等が行う、地域活性化や地域振興のための遊休施設整備に要する経費		10/10(上限2000万円)			
2 総務省	無線システム普及支援事業費等補助金	携帯電話等エリア整備事業	過疎地域・辺地・離島・半島・山村・特定農山村・豪雪地帯	市町村等が行う、携帯電話等の基地局施設(鉄塔、無線設備等)整備事業や、無線通信事業者等が行う基地局の開設に必要な伝送路施設(光ファイバ等)の整備に要する経費	-	1/2(100世帯以上) 2/3(100世帯未満)	976	1,086	なし
		公衆無線LAN環境整備支援事業	過疎地域・辺地・離島・半島・山村・特定農山村・豪雪地帯	地方公共団体・第三セクターが行う、民間による整備が見込まれない公共的な防災拠点(避難場所、避難所、官公署等)における、来訪者や住民の災害時の情報収集等のためのWi-Fi環境整備に要する経費		1/2(地方公共団体) 1/3(第三セクター)	非公表	98	
3 総務省	情報通信基盤整備推進補助金	-	過疎地域・辺地・離島・半島・山村・特定農山村・豪雪地帯	市町村等が行う、情報通信基盤整備推進事業(光ファイバ等の超高速ブロードバンド基盤の整備)に要する経費	-	1/3 ※財政力指数0.3未満市町村:1/2 ※離島市町村:2/3	390	390	なし
4 厚生労働省	医療提供体制施設整備交付金	医療施設近代化施設整備事業	過疎地域・山村・離島・奄美群島・小笠原諸島・半島・特別豪雪地帯	日本赤十字社等が行う、円滑な事業継承を行うための診療所の施設整備に係る経費	-	0.33	0	2,506	なし
5 厚生労働省	医療施設運営費等補助金(へき地保健医療対策費)	へき地診療所運営事業等	無医地区等のへき地	都道府県等が行う、へき地診療所に対する医師派遣等の調整を行うへき地医療支援機構、無医地区に対する巡回診療やへき地診療所へ医師派遣を行うへき地医療拠点病院、へき地診療所及び保健指導を行うへき地保健指導所の運営、巡回診療の実施等に係る経費への補助に要する経費	過疎地域における医療を確保するため、都道府県計画に基づいて、無医地区に関し実施される事業	1/2、 (へき地診療所運営事業は設置主体により以下のいずれかの補助割合) 1/3、2/3、3/4	内訳不明	1,570	過疎地域自立促進特別措置法第16条
6 厚生労働省	医療施設等施設整備費補助金	へき地診療所施設整備事業等	無医地区等のへき地	都道府県等が行う、無医地区を含むへき地に設置されるへき地診療所等の施設整備に必要な経費	過疎地域における医療を確保するため、都道府県計画に基づいて、無医地区に関し実施される事業	1/2	内訳不明	290	過疎地域自立促進特別措置法第16条
7 厚生労働省	医療施設等設備整備費補助金	へき地診療所設備整備事業等	無医地区等のへき地	都道府県等が行う、無医地区を含むへき地に設置されるへき地診療所等の設備整備やへき地患者輸送者(艇)等の設備整備等に必要経費	過疎地域における医療を確保するため、都道府県計画に基づいて、無医地区に関し実施される事業	1/2	内訳不明	636	過疎地域自立促進特別措置法第16条
8 厚生労働省	地域医療介護総合確保基金	介護施設等の整備に関する事業	過疎地域・離島・奄美群島・山村・沖縄	事業者又は都道府県が行う、生活支援ハウスの整備に関する経費	介護施設等の整備に関する事業の地域密着型サービス等整備助成事業のうち、生活支援ハウスが対象	2/3	非公表	48,277	過疎地域自立促進特別措置法第18条2項、3項
9 農林水産省	農業競争力強化基盤整備事業	農地整備事業(中山間地域型)	過疎地域・離島・山村・半島・特定農山村・豪雪・急傾斜地・その他これらに準ずる地域であって地方農政局長等が特に必要と認める地域	都道府県等が行う、農地の大区画化、水利施設の整備及び畑地化の推進による生産効率の向上に係る経費	-	5.5/10	非公表	7,543	なし
10 農林水産省	中山間地域等直接支払交付金	-	過疎地域・特定農山村・山村・半島・離島・沖縄・奄美群島・小笠原諸島・特任地域	事業者(農業者等)が行う、中山間地域の農業生産活動に係る支援事業に要する経費	-	交付単価(/10a)×農用地面積 ・田の場合 急傾斜(1/20~) 21,000円 緩傾斜(1/100~) 8,000円 ・畑の場合 急傾斜(15度~) 11,500円 緩傾斜(8度~) 3,500円 ・草地の場合 急傾斜(15度~) 10,500円 緩傾斜(8度~) 3,000円 草地比率の高い草地1,500円 ・採草放牧地の場合 急傾斜(15度~) 1,000円 緩傾斜(8度~) 300円 ※面積は上限の定めなし	非公表	25,678	なし

府省庁名	補助金等の名称	事業名	対象地域	対象経費	措置内容		要綱等の記載箇所 (例:〇〇要綱第〇条)	過疎地域を対象とした H28年度当初予算の交付決定額 (単位:百万円)	補助金等全体の H28年度当初予算の交付決定額 (単位:百万円)	根拠法令
					補助要件等	補助割合等				
11 農林水産省	農山漁村地域整備交付金	農地防災事業 (ため池等整備事業:ため池整備工事)	過疎地域・山村・半島	都道府県、市町村、土地改良区又は農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるものが行う、老朽化したため池の改修、補強等の工事に係る経費	-	5.5/10 ・大規模工事費 1/2 ・小規模工事費 ・複数のため池、 ・旧農用ため池 ・ため池活用保全整備工事 ・ため池保全体制整備事業 ・実施計画策定事業	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙7-1運用別紙1Ⅱ(1)カ	非公表	106,650	なし
		農地防災事業 (ため池等整備事業:ため池整備工事(特別対策型))	過疎地域・山村・離島・半島・特定農山村・その他準ずる地域	都道府県、市町村、土地改良区又は農業協同組合その他都道府県知事が適当と認めるものが行う、災害発生防止等が必要なため池の廃止と併せ行う耕作放棄地を利用した代替ため池の新設及び附帯施設の整備等に係る経費		5.5/10 ・大規模工事費 1/2 ・小規模工事費 ・複数のため池、 ・旧農用ため池 ・ため池活用保全整備工事 ・ため池保全体制整備事業 ・実施計画策定事業	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙7-1運用別紙1Ⅱ(2)ウ			
		農地防災事業 (地域ため池総合整備事業:旧農用ため池の廃止後の用地整備)	過疎地域	市町村が行う、旧農用ため池の廃止後の埋立及び池敷内又は埋立後の土地造成に係る整備に係る経費(過疎法第6条に規定する過疎計画等に定められた集落移転の事業に必要な移転用地の整備)		5.5/10 ・大規模総合整備事業 1/2 ・調査計画事業 ・小規模総合整備事業	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙7-1運用別紙2別記2の3(3)			
12 農林水産省	農山漁村振興交付金	農山漁村活性化整備対策に関する事業 (中山間地域振興型)	過疎地域・山村・離島・半島・特定農山村・その他これに準ずる地域であって、人口が相当程度減少し、かつ、高齢化が著しく進行している地域など計画主体が特に必要と認める地域	都道府県等が行う、農山漁業振興支援等に係る経費(事業メニューは農山漁業振興支援をはじめ9種類。事業主体は各メニューによって異なる。)	-	1/2 ・農山漁業振興支援 ・森林活用振興支援 ・水産振興支援 ・就業所得機会の創出支援 ・農村漁村と都市との交流促進支援 ・集落機能・自然環境保全支援 ・定住促進生活環境支援 ・空き家・廃校等の地域資源活用支援	農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表2の5の3	4,390	6,668	農山漁村の活性化のため定住等及び地域間交流の促進に関する法律第1条
		農山漁村活性化整備対策に関する事業 (森林資源利活用型)	過疎地域・山村・特定農山村	都道府県、市町村、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会、地方公共団体等が出資する法人、地域再生推進法人又は流域森林・林業活性化センターが実施する、都市との共生を図りながら森林の適正な管理及び山村の活性化に資する施設の整備に係る経費		「平成17年3月23日付け16林整計第343号林野庁長官通知」における特定市町村又は準特定市町村であって、左記の地域に該当するものが対象	1/2			
13 農林水産省	民有林補助治山事業	水源地域等保安林整備事業 (水源の里保全緊急整備)	過疎地域・山村・特定農山村	都道府県が行う、民有林に関する防災・減災対策に係る経費	左記の地域のうち、山村集落周辺の保安林において、天然現象等によって発生した荒廃地、荒廃森林等で、荒廃の拡大又は土砂、流木等の流出により現に下流に被害を与え又は被害を与えるおそれがある、次の1から4までの全てに該当するもの。 ①当該地域の保安林面積がおおむね30ha以上のもの(離島、奄美群島及び沖縄県にあっては、保安林面積がおおむね15ha以上のもの) ②集落(人家5戸以上)、主要公共施設又は災害が発生し、若しくは発生するおそれがある場合の一連の避難経路等を保護するもの ③全体計画の工事規模が1,500万円以上のもの(離島、奄美群島及び沖縄県にあっては、750万円以上のもの) ④地域住民等の森林整備等への参画が見込めるもの	概ね1/2~5.5/10	「民有林補助治山事業の範囲について」別紙1	非公表	24,683	なし
14 経済産業省	石油製品販売環境保全対策事業費補助金	地域エネルギー供給拠点整備事業 (石油製品の安定供給の維持・確保事業)	過疎地域等	揮発油販売事業者等が行う、経営基盤強化のためのSSの統合・集約・移転に係る地下タンクの関連工事に要する経費  揮発油販売事業者等が行う、経営効率化のための地下タンクから簡易計量機への入換工事に要する経費	-	10/10(自治体)※ 3/4(中小企業等)※ 2/3(中小企業等)  ※過疎法に基づく自立促進計画等にガソリンスタンドの整備・維持が位置づけられた場合	地域エネルギー供給拠点整備事業業務方法書第7条	31	2,313	なし
15 国土交通省	集落活性化推進事業費補助金	「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業 (集落活性化推進事業)	過疎地域・離島・山村・半島・豪雪地帯	市町村が行う、地域住民の公益サービス機能を維持確保するために既存施設の再編・集約を図る事業に要する経費	-	1/2	集落活性化推進事業(「小さな拠点」を核とした「ふるさと集落生活圏」形成推進事業)実施要領第3条	179	238	なし
16 国土交通省	地域内フィーダー系統確保維持費 国庫補助金	地域公共交通確保維持改善事業	過疎地域・離島・山村・半島・奄美群島・小笠原諸島・沖縄	一般乗合旅客自動車運送事業者等が行う、地域間交通ネットワーク(幹線バス、鉄道、空港など)に接続するバス交通、デマンド交通を確保するための運行経費等	-	1/2	地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱別表7	652	3,227	なし

府省庁名	補助金等の名称	事業名	措置内容				補助率等		要綱等の記載箇所 (例:〇〇要綱第〇条)	過疎地域(嵩上げ分)を対象としたH28年度当初予算の交付決定額 (単位:百万円)	補助金等全体のH28年度当初予算の交付決定額 (単位:百万円)	根拠法令
			嵩上げ対象地域	対象経費	補助要件等	通常	嵩上げ (過疎地域)					
1	総務省	地域経済循環創造事業交付金	—	過疎地域・特定農山村・山村・半島・離島・沖縄・奄美群島・小笠原諸島	地方公共団体が行う、地域金融機関から融資を受けて事業化(地域活性化に資するもの)に取り組む民間事業者への、事業化段階で必要となる初期投資費用に対する助成事業に要する経費	—	1/2	3/4 (財政力指数0.25未満の市町村)  2/3 (財政力指数0.25以上0.5未満の市町村)	地域経済循環創造事業交付金交付要綱第6条	356	574	なし
2	総務省	消防防災施設整備費補助金	—	過疎地域・離島・奄美群島・山村・小笠原諸島・沖縄・活動火山特措法・地震防災対策強化地域・地震防災対策特措法に定められる地域	市町村等が行う、住民生活の安心・安全を確保するための消防防災施設整備事業に要する経費	過疎地域への嵩上げは、過疎地域自立促進市町村計画に掲げる施設(防火水槽(林野分))に限る	1/3	5.5/10	消防防災施設整備費補助金交付要綱第6条第10号	30	1,436	過疎地域自立促進特別措置法第10条1項
3	文部科学省	公立学校施設整備費	—	過疎地域	市町村が行う、学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図るための公立学校建物の施設整備に要する経費(統合に伴う小中学校等の校舎・体育館の新増築)	—	1/2	5.5/10	学校施設環境改善交付金交付要綱(別表)	非公表	70,802	過疎地域自立促進特別措置法10条1項、法11条2項
				過疎地域・離島・奄美群島・水源地域・原子力発電施設等立地地域	市町村が行う、学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図るための公立学校建物の施設整備に要する経費(学校統合に伴う既存の校舎・体育館の改修)							
				過疎地域・離島・奄美群島・成田財特法・原子力発電施設等立地地域・特別豪雪地帯・駐留軍再編地域	市町村が行う、学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図るための公立学校建物の施設整備に要する経費(へき地小中学校等の寄宿舎・教職員住宅・集会室の新増築)		1/3					
				過疎地域・離島・奄美群島・特別豪雪地帯・成田財特法・地震防災対策強化地域・振興山村・原子力発電施設等立地地域・駐留軍再編地域	市町村が行う、学校教育の機会均等の確保と水準の維持向上を図るための公立学校建物の施設整備に要する経費(小中学校等の校舎・体育館・寄宿舎の改築)							
4	文部科学省	国宝重要文化財等保存・活用事業費補助金	重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災事業	過疎地域・財政再建団体	市町村が行う、文化財の保存・伝承等のための各種事業に要する経費	—	1/2	6.5/10	重要文化財(建造物・美術工芸品)修理、防災事業費国庫補助要項5.(2)	901	25,663	なし
			登録有形文化財建造物修理事業						登録有形文化財建造物修理事業費国庫補助要項5.(2)			
			重要文化財等(美術工芸品・民俗文化財)保存活用整備事業						重要文化財等(美術工芸品・民俗文化財)保存活用整備事業費国庫補助要項5.(2)			
			史料調査						史料調査費国庫補助要項5.(2)			
			名勝地調査						名勝地調査費国庫補助要項5.(2)			
			重要伝統的建造物群保存地区保存事業						重要伝統的建造物群保存地区保存事業費国庫補助要項5.(1)			
			文化財建造物等を活用した地域活性化事業						文化財建造物等を活用した地域活性化事業費国庫補助要項5.(1)			
5	厚生労働省	保育所等整備交付金 (公立の場合:地方債による措置)	施設整備事業	過疎地域・山村・沖縄・南海トラフ	社会福祉法人等が行う、保育所、認定こども園及び小規模保育事業所に係る施設整備事業の実施に要する経費	過疎地域自立促進特別措置法第6条第1項に規定する過疎地域自立促進市町村計画に基づく事業として行う場合に補助率の嵩上げを行う	1/2	5.5/10	保育所等整備交付金交付要綱9(2)イ	464	29,441	過疎地域自立促進特別措置法第10条1項

府省庁名	補助金等の名称	事業名	嵩上げ対象地域	措置内容			補助率等	要綱等の記載箇所 (例:〇〇要綱第〇条)	過疎地域(嵩上げ分)を対象としたH28年度当初予算の交付決定額 (単位:百万円)	補助金等全体のH28年度当初予算の交付決定額 (単位:百万円)	根拠法令	
				対象経費	補助要件等	通常						嵩上げ (過疎地域)
6 農林水産省	農業競争力強化基盤整備事業	農地整備事業 (経営体育成型)	過疎地域・離島・特別豪雪地帯・山村・半島・特定農山村・急傾斜畑地帯	都道府県等が行う、効率的かつ安定的な農業経営を確保するための生産基盤の整備及び経営体の育成に係る経費	-	1/2	5.5/10	土地改良事業関係補助金交付要綱別表(第2の表)(10)1(1)補助率の欄(3)	非公表	7,543	なし	
		農地整備事業 (畑地帯担い手育成型)						土地改良事業関係補助金交付要綱別表(第2の表)(10)1(2)補助率の欄(3)				
		農地整備事業 (耕作放棄地型)						土地改良事業関係補助金交付要綱別表(第2の表)(10)1(4)補助率の欄(3)				
		農地整備事業 (国営事業促進型)						土地改良事業関係補助金交付要綱別表(第2の表)(10)1(6)補助率の欄(3)				
		農地整備事業 (実施計画等の策定)						土地改良事業関係補助金交付要綱別表(第2の表)(10)1(7)補助率の欄(3)				
		水利施設整備事業 (水利区域内農地集積促進型)						都道府県等が行う、用排水施設整備を実施するものであって、担い手の経営に資する末端区域等の整備と、担い手への農地の集積を促進する事業等に要する経費 土地改良事業関係補助金交付要綱別表(第2の表)(10)3(6)補助率の欄(3)				
7 農林水産省	農業基盤整備促進事業	定率助成分	過疎地域・離島・特別豪雪地帯・山村・半島・特定農山村・急傾斜畑地帯	市町村、土地改良区、農業協同組合又は農地中間管理機構等が行う、畦畔除去等による区画拡大や暗渠排水等の農地整備、老朽施設の更新等の農業水利施設等整備に係る経費	-	1/2	5.5/10	土地改良事業関係補助金交付要綱別表(第2の表)(11)1補助率の欄(4)	非公表	2,642	なし	
8 農林水産省	農業水利施設保全合理化事業	農業水利施設等整備事業	過疎地域・離島・特別豪雪地帯・山村・半島・特定農山村・急傾斜畑地帯	都道府県、市町村又は土地改良区が行う、パイプライン化等による水管理の省力化を支援する事業に要する経費	-	1/2	5.5/10	土地改良事業関係補助金交付要綱別表(第2の表)(12)1補助率の欄(3)	非公表	1,755	なし	
		農地集積促進事業		都道府県、市町村又は土地改良区が行う、土地の利用調整、農地集積に必要な調査・調整活動を支援する事業に要する経費				土地改良事業関係補助金交付要綱別表(第2の表)(12)2補助率の欄(3)				
		水利用再編整備事業		都道府県、市町村又は土地改良区が行う、既存施設を効率的に活用するための調査・計画策定等を支援する事業に要する経費				土地改良事業関係補助金交付要綱別表(第2の表)(12)3補助率の欄(3)				
9 農林水産省	水利施設整備事業 (農地集積促進型)	農業水利施設整備事業	過疎地域・離島・特別豪雪地帯・山村・半島・特定農山村・急傾斜畑地帯	都道府県が行う、農地集積が一定基準に達している地区を対象に、徹底した水管理の省力化を図るシステム等を整備する事業に要する経費	-	1/2	5.5/10	土地改良事業関係補助金交付要綱別表(第2の表)(13)1補助率の欄(3)	非公表	68	なし	
		農業水利施設整備附帯事業						土地改良事業関係補助金交付要綱別表(第2の表)(13)2補助率の欄(3)				
		農地集積促進事業						土地改良事業関係補助金交付要綱別表(第2の表)(13)3補助率の欄(3)				
10 農林水産省	農地耕作条件改善事業	-	過疎地域・離島・半島・特別豪雪地帯・山村・特定農山村・急傾斜畑地帯	都道府県又は市町村等が行う、耕作条件の改善を機動的に進めるとともに、農地集積を図りつつ高収益作物への転換を支援する事業に要する経費	-	1/2	5.5/10	農地耕作条件改善事業交付金交付要綱別表3	非公表	3,746	なし	

府省庁名	補助金等の名称	事業名	嵩上げ対象地域	対象経費	補助要件等	補助率等		要綱等の記載箇所 (例:〇〇要綱第〇条)	過疎地域(嵩上げ分)を対象としたH28年度当初予算の交付決定額 (単位:百万円)	補助金等全体のH28年度当初予算の交付決定額 (単位:百万円)	根拠法令
						通常	嵩上げ (過疎地域)				
						→					
11 農林水産省	農山漁村地域整備交付金	農地整備事業 (経営体育成型)	過疎地域・離島・特定農山村・急傾斜地帯・奄美群島	都道府県又は市町村が行う、効率的かつ安定的な農業経営を確保するための生産基盤の整備及び経営体の育成に係る経費	-	1/2	5.5/10	農山漁村地域整備交付金交付要綱別表の「経営体育成型」の2	非公表	106,650	なし
		農地整備事業 (畑地帯担い手育成型)	過疎地域・離島・特別豪雪・山村・半島・特定農山村・急傾斜地帯					農山漁村地域整備交付金交付要綱別表の「畑地帯担い手育成型」の3			
		農地整備事業 (耕作放棄地型)	過疎地域・離島・特別豪雪・山村・半島・特定農山村・急傾斜地帯					農山漁村地域整備交付金交付要綱別表の「耕作放棄地型」の2			
		農業基盤整備促進事業 (定率助成分)	過疎地域・離島・特別豪雪・山村・半島・特定農山村・急傾斜地帯					農山漁村地域整備交付金交付要綱別表の「定率助成」の2			
		水利施設整備事業 (水利区域内農地集積促進型)	過疎地域・離島・特別豪雪・山村・半島・特定農山村・急傾斜地帯					農山漁村地域整備交付金交付要綱別表の「水利区域内農地集積促進型」の2			
		水利施設整備事業 (地域農業水利施設保全型)	過疎地域・離島・特別豪雪・山村・半島・特定農山村・急傾斜地帯					農山漁村地域整備交付金交付要綱別表の「地域農業水利施設保全型」の2			
		農業水利施設保全合理化事業	過疎地域・離島・特別豪雪・山村・半島・特定農山村・急傾斜地帯					農山漁村地域整備交付金交付要綱別表の2			
		農地防災事業 (ため池群整備事業:小規模)	過疎地域・山村・離島・半島・特定農山村・その他準ずる地域					農山漁村地域整備交付金交付要綱別表の「小規模」の2			
		農道整備事業	過疎地域・離島・山村・半島・急傾斜地帯					農山漁村地域整備交付金交付要綱別表の8			
		森林整備事業 (育成林整備事業:森林造成林道)	過疎地域・山村・北海道・離島・奄美群島					農山漁村地域整備交付金交付要綱別表の「育成林整備事業」の1(1)			
		森林整備事業 (育成林整備事業:市町村等事業推進費(森林造成林道に係るもの))	過疎地域・山村・北海道・離島・奄美群島					農山漁村地域整備交付金交付要綱別表の「育成林整備事業」の3(1)ア			
		森林整備事業 (育成林整備事業:森林造成林道、峰越連絡林道以外の林道整備、市町村等事業推進費(森林造成林道、峰越連絡林道以外の林道に係るもの))	過疎地域・山村・北海道・離島・奄美群島					農山漁村地域整備交付金交付要綱別表の「育成林整備事業」の1(3)、3(1)ウ			
		森林整備事業 (共生環境整備事業:森林造成林道)	過疎地域・山村・北海道・離島・奄美群島					農山漁村地域整備交付金交付要綱別表の「共生環境整備事業」の1(1)			
		森林整備事業 (共生環境整備事業:市町村等事業推進費(森林造成林道に係るもの))	過疎地域・山村・北海道・離島・奄美群島					農山漁村地域整備交付金交付要綱別表の「共生環境整備事業」の4(1)ア			
森林整備事業 (共生環境整備事業:森林造成林道、峰越連絡林道以外の林道整備、市町村等事業推進費(森林造成林道、峰越連絡林道以外の林道に係るもの))	過疎地域・山村・北海道・離島・奄美群島	農山漁村地域整備交付金交付要綱別表の「共生環境整備事業」の1(3)、4(1)イ									

※補助金等は平成28年度時点のもの。

府省庁名	補助金等の名称	事業名	措置内容			補助率等		要綱等の記載箇所 (例:〇〇要綱第〇条)	過疎地域(嵩上げ分)を対象としたH28年度当初予算の交付決定額 (単位:百万円)	補助金等全体のH28年度当初予算の交付決定額 (単位:百万円)	根拠法令	
			嵩上げ対象地域	対象経費	補助要件等	通常	嵩上げ (過疎地域)					
12 農林水産省	農村地域防災減災事業	整備事業 (用排水施設等整備:ため池整備事業(防災ため池工事))	過疎地域・山村・離島・半島・特定農山村・特別豪雪地帯	都道府県による、豪雨による決壊の防止、その他の洪水調節機能の賦与・増進のために必要な施設等の整備に係る経費	-	1/2	5.5/10	農村地域防災減災事業実施要領第2 農地防災事業等補助金交付要綱別表(5)イ(ア)b(a)	非公表	50,768	なし	
		整備事業 (用排水施設等整備:ため池整備事業(地震対策ため池防災工事))		都道府県又は市町村による、耐震性の向上のためのため池の改修又は地震からの安全を確保するために必要な管理施設の新設若しくは改修に係る経費				農村地域防災減災事業実施要領第2 農地防災事業等補助金交付要綱別表(5)イ(ア)b(b)				
		整備事業 (用排水施設等整備:ため池整備事業(ため池群整備工事))		都道府県による、複数のため池を対象に行う、ため池の決壊防止又は洪水調節機能の向上等に資するため池の改修や周辺水路等施設の整備に係る経費				農村地域防災減災事業実施要領第2 農地防災事業等補助金交付要綱別表(5)イ(ア)b(c)				
		整備事業 (用排水施設等整備:ため池整備事業(ため池整備工事))		都道府県、市町村又は団体が行う、築造後の自然的・社会的状況の変化等に対応する場合や人命、公共施設等に被害を及ぼす災害の発生のおそれがある場合に早急に整備を要するため池の整備等に係る経費(実施主体はため池の種類等によって異なる)				農村地域防災減災事業実施要領第2 農地防災事業等補助金交付要綱別表(5)イ(ア)b(d)				
		整備事業 (用排水施設等整備:ため池整備事業(農作物生育阻害等防止工事))		都道府県又は団体が行う、水質汚濁等に起因する農産物等の生育阻害又は農作業の効率の低下を防止するために必要な農業用排水施設の整備に係る経費(受益面積10ヘクタール以上の場合は、都道府県に限る)				ため池整備事業(ため池整備工事)と併せて行うもの				農村地域防災減災事業実施要領第2 農地防災事業等補助金交付要綱別表(5)イ(ア)b(d)
		整備事業 (用排水施設等整備:ため池整備事業(ため池特別対策整備工事))		都道府県又は市町村が行う、災害発生の防止等が必要なため池の廃止と併せて行う耕作放棄地を利用した代替ため池の整備等に係る経費								農村地域防災減災事業実施要領第2 農地防災事業等補助金交付要綱別表(5)イ(ア)b(d)
		整備事業 (用排水施設等整備:ため池整備事業(ため池水質改善工事))		都道府県又は団体が行う、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事に係る経費(受益面積10ヘクタール以上の場合は、都道府県に限る)								農村地域防災減災事業実施要領第2 農地防災事業等補助金交付要綱別表(5)イ(ア)b(d)
		整備事業 (用排水施設等整備:用排水施設等整備事業(湛水防除事業))		都道府県又は団体が行う、農業用排水施設の耐用年数が経過する以前において、立地条件の変化により、湛水被害を生ずるおそれのある地域でこれを防止するために行う施設等整備に係る経費(実施主体は事業によって異なる)								農村地域防災減災事業実施要領第2 農地防災事業等補助金交付要綱別表(5)イ(ア)c(a)
		整備事業 (用排水施設等整備:用排水施設等整備事業(地盤沈下対策事業))		都道府県が行う、地盤の沈下を防止するため、地下水の採取が法令等により規制されている地域において行う農業用排水施設等の整備に係る経費								農村地域防災減災事業実施要領第2 農地防災事業等補助金交付要綱別表(5)イ(ア)c(b)
		整備事業 (用排水施設等整備:用排水施設等整備事業(用排水施設整備事業))		都道府県又は団体が行う、自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工や水路等の整備に係る経費								農村地域防災減災事業実施要領第2 農地防災事業等補助金交付要綱別表(5)イ(ア)c(c)
		整備事業 (用排水施設等整備:用排水施設等整備事業(鉛毒対策事業))		都道府県又は団体が行う、有害なものを含んでいる水等が、農用地に流入することにより生ずる被害を防止するために行う毒源を処理する施設等の整備に係る経費								農村地域防災減災事業実施要領第2 農地防災事業等補助金交付要綱別表(5)イ(ア)c(d)
		整備事業 (用排水施設等整備:農地保全整備事業(特殊自然災害対策工事))		都道府県又は団体が行う、急傾斜地帯等における農用地の侵食、崩壊を防止するために行う排水施設等の整備等に係る経費								農村地域防災減災事業実施要領第2 農地防災事業等補助金交付要綱別表(5)イ(ア)d(d)
		整備事業 (用排水施設等整備:特定農業用管路等特別対策事業)		都道府県又は団体が行う、石綿等が使用されている農業用管路の撤去及びこれと一体的に行う農業用排水路の変更に係る経費								農村地域防災減災事業実施要領第2 農地防災事業等補助金交付要綱別表(5)イ(ア)e
		整備事業 (用排水施設等整備:農業用河川工作物等応急対策工事(農業用河川工作物応急対策事業))		都道府県又は団体が行う、農業用河川工作物の整備補強等に係る経費(実施主体は事業によって異なる)								農村地域防災減災事業実施要領第2 農地防災事業等補助金交付要綱別表(5)イ(ア)f(a)
整備事業 (用排水施設等整備:農業用河川工作物等応急対策工事(農業用道路横断工作物緊急耐震対策事業))	都道府県又は団体が行う、農業用道路横断工作物の耐震補強整備に係る経費(実施主体は事業によって異なる)		農村地域防災減災事業実施要領第2 農地防災事業等補助金交付要綱別表(5)イ(ア)f(b)									
整備事業 (用排水施設等整備:農業用河川工作物等応急対策工事(土地改良施設耐震対策事業))	都道府県又は市町村が行う、土地改良施設の耐震改修に係る経費		農村地域防災減災事業実施要領第2 農地防災事業等補助金交付要綱別表(5)イ(ア)f(b)									

※補助金等は平成28年度時点のもの。

府省庁名	補助金等の名称	事業名	嵩上げ対象地域	対象経費	補助要件等	補助率等		要綱等の記載箇所 (例:〇〇要綱第〇条)	過疎地域(嵩上げ分)を対象としたH28年度当初予算の交付決定額 (単位:百万円)	補助金等全体のH28年度当初予算の交付決定額 (単位:百万円)	根拠法令
						通常	嵩上げ (過疎地域)				
						→					
12 農林水産省	農村地域防災減災事業	整備事業 (用排水施設等整備:水質保全対策事業(農業用排水施設整備))	過疎地域・山村・離島・半島・特定農山村・特別豪雪地帯	都道府県又は団体が行う、水質汚染等に起因する障害を除去するための農業用排水施設等整備や、自然浄化機能を利用した浄化施設整備等に係る経費	-	1/2	5.5/10	農村地域防災減災事業実施要領第2 農地防災事業等補助金交付要綱別表(5)イ(ア)g(a)	非公表	50,768	なし
		整備事業 (用排水施設等整備:水質保全対策事業(水質保全施設整備))		都道府県及び市町村が行う、農地や農業用排水路等からの負荷流出を抑制するための循環かんがい施設整備等に係る経費				農村地域防災減災事業実施要領第2 農地防災事業等補助金交付要綱別表(5)イ(ア)g(b)			
		整備事業 (用排水施設等整備:水質保全対策事業(支援事業))		都道府県又は市町村が行う、水質保全施設整備と併せて行うものであって、湖沼の水質保全に係る管理運営体制の整備等への助成に係る経費				農村地域防災減災事業実施要領第2 農地防災事業等補助金交付要綱別表(5)イ(ア)g(c)			
		整備事業 (災害管理施設等整備:農業用施設等災害管理対策事業)		都道府県又は団体が行う、農業用施設等の災害に係る危機管理のために必要な情報に関するシステムの整備や農地の防災機能増進工事等に係る経費				農村地域防災減災事業実施要領第2 農地防災事業等補助金交付要綱別表(5)イ(イ)a			
		整備事業 (災害管理施設等整備:農村防災施設整備事業)		都道府県又は団体が行う、集落の防災安全のために必要な道路の整備(農道を補完するもの)や集落の防災安全のために必要な避難施設の整備等に係る経費		1/2 (沖縄県2/3)	5.5/10 (沖縄県7.5/10)	農村地域防災減災事業実施要領第2 農地防災事業等補助金交付要綱別表(5)イ(イ)b			
		整備事業 (体制整備事業:ため池緊急防災体制整備促進事業(監視・管理体制の強化))		都道府県又は団体が行う、災害の発生を未然に防止するために必要な、雨量計や水位計等の観測機器の設置、監視・管理に必要な技術習得のための研修の開催等の実施に係る経費		1/2	5.5/10	農村地域防災減災事業実施要領第2 農地防災事業等補助金交付要綱別表(5)ウ(ア)a(a)			
		整備事業 (体制整備事業:ため池緊急防災体制整備促進事業(緊急的な防災対策))		都道府県又は団体が行う、ため池の防災機能を確保するために必要な、施設の軽微な補修、洪水調整のための水位低下、緊急時に対応するための排水ポンプの設置等の実施に係る経費				農村地域防災減災事業実施要領第2 農地防災事業等補助金交付要綱別表(5)ウ(ア)a(b)			
		整備事業 (体制整備事業:ため池緊急防災体制整備促進事業(ハード整備の着手促進))		都道府県又は団体が行う、ハード整備に着手するために必要な、ため池敷地の所有者を確定するための相続関係の調査、所有者を確定するための申立てに必要な資料作成、用地境界を確定するための測量等の実施に係る経費				農村地域防災減災事業実施要領第2 農地防災事業等補助金交付要綱別表(5)ウ(ア)a(d)			
		整備事業 (ため池群管理体制整備事業)		都道府県又は団体が行う、管理体制の見直しに必要なワークショップや研修の開催、広域管理計画の策定、広域管理の試行等の実施に係る経費		ため池群整備工事で一体的に行うもの		農村地域防災減災事業実施要領第2 農地防災事業等補助金交付要綱別表(5)ウ(イ)a			
13 農林水産省	鳥獣被害防止総合交付金	鳥獣被害防止総合支援事業のうち整備事業	過疎地域・山村・離島・半島・特定農山村	地域協議会等が行う、鳥獣被害防止のための施設整備に係る経費	-	1/2	5.5/10	鳥獣被害防止総合交付金実施要綱別表1「交付率」の2	非公表	9,500	なし
14 農林水産省	農山漁村振興交付金	都市農村共生・対流及び地域活性化対策に関する事業 (地域資源活用対策)	過疎地域・特定農山村・山村・半島・離島・沖縄・奄美群島・小笠原諸島・高齢化率(販売農家人口のうち65歳以上の人口が占める割合)が50%以上の農業集落(ただし、農家戸数が20戸以上の集落は除く。)または農家戸数が10戸未満の農業集落	地域協議会が行う、農山漁村地域の農林水産物を地域内で販売消費・循環させる取組に係る経費	-	800万円上限	900万円上限	農山漁村振興交付金実施要領別紙1別表「事項」1の「交付率及び助成額」の(4)ウ	4,390	6,668	なし
		農山漁村活性化整備対策に関する事業	過疎地域・山村・離島・半島・特定農山村・特別豪雪地帯・急傾斜地帯	都道府県、市町村又は農山漁業者の組織する団体等が行う、農山漁村の活性化を図るため、活性化計画を作成し、その実現に必要な施設整備等を支援する事業に要する経費	-	3/10 1/2 定額	1/3 2/5 4.5/10 5.5/10	農山漁村振興交付金実施要領別紙5第3の別表「交付額算定交付率」の(2)			
		農山漁村活性化整備対策に関する事業 (農村環境保全型)	過疎地域・山村・離島・半島・特定農山村・特別豪雪地帯・急傾斜地帯	市町村等が行う、良好な農山漁村景観の再生・保全に資する土地改良施設等の整備、地域の実情に即したきめの細かい土地基盤の整備等に係る経費	-	1/2	5.5/10	農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表2の2の3			
		農山漁村活性化整備対策に関する事業 (産地振興型)	過疎地域・山村・離島・半島・特定農山村・特別豪雪地帯・急傾斜地帯	都道府県、市町村又は農山漁業者の組織する団体等が行う、農畜産物産地の創意工夫ある取組を促進するため、既存の生産基盤に対する補完的又は追加的整備及び関連する施設の整備に係る経費	農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表2の4の3						
		農山漁村活性化整備対策に関する事業 (地域資源利活用型)	過疎地域・山村・半島・特定農山村・特別豪雪地帯・その他準する地域	都道府県、市町村又は農山漁業者の組織する団体等が行う、再生可能エネルギー供給施設及びこれらの附帯施設の設置又は更新等に係る経費	自然・資源活用施設に限る	農山漁村振興交付金実施要領別紙6別表2の8の3					

※補助金等は平成28年度時点のもの。

府省庁名	補助金等の名称	事業名	措置内容				要綱等の記載箇所 (例:〇〇要綱第〇条)	過疎地域(嵩上げ分)を対象としたH28年度当初予算の交付決定額 (単位:百万円)	補助金等全体のH28年度当初予算の交付決定額 (単位:百万円)	根拠法令	
			嵩上げ対象地域	対象経費	補助要件等	補助率等					
						通常					嵩上げ (過疎地域)
15 農林水産省	森林環境保全整備事業	環境林整備事業 (林道整備(森林災害等復旧林道開設))	過疎地域・北海道・離島・山村・奄美群島	都道府県、市町村等が行う、適切な整備が期待できない森林において、人工造林等整備に付帯して行う森林作業道の整備に係る経費(実施主体は事業メニューによって異なる)	-	1/2	5.5/10(森林組合が行う北海道、離島、奄美群島の過疎地域市町村:3/5)	林業関係事業補助金等交付要綱別表1	非公表	120,286	森林法施行令別表第3、第4
		環境林整備事業 (指導監督費)									
		林業専用道整備事業 (林道整備(林業専用道開設))				4.5/10	1/2(奄美群島の過疎基幹林道:6.5/10)※森林組合等が行う北海道、離島及び奄美群島の過疎地域市町村:5.5/10(奄美群島の過疎基幹林道:7/10)				
		林業専用道整備事業 (指導監督費)									
16 経済産業省	石油製品販売業環境保全対策事業費補助金	地域エネルギー供給拠点整備事業 (石油製品の安定供給の維持・確保事業)	過疎地域	揮発油販売事業者等が行う、災害時を含む石油製品の安定供給を確保するための地下タンクの大型化に伴う入換工事に要する経費	補助対象SSが過疎地域等に所在し、過疎法に基づく自立促進計画等にSSの整備・維持が位置づけられた場合	-(自治体) 2/3(中小企業等)	10/10(自治体) 3/4(中小企業等)	地域エネルギー供給拠点整備事業業務方法書第7条	31	2,313	なし
17 環境省	地域環境保全対策費補助金	海岸漂着物等地域対策推進事業	過疎地域・離島・奄美群島・小笠原諸島・沖縄・半島・有明海及び八代海	地方公共団体が行う、海洋ごみの回収・処理事業や海洋ごみ発生抑制対策に係る事業等	-	1/2(都道府県が実施する「地域計画の策定・改定等に係る事業」) 7/10(それ以外の事業)	1/2(都道府県が実施する「地域計画の策定・改定等に係る事業」) 8/10(それ以外の事業)	地域環境保全対策費補助金(海岸漂着物等地域対策推進事業)交付要綱別表2	非公表	400	海岸漂着物処理法第29条第2項

※補助金等は平成28年度時点のもの。

府省庁名	補助金等の名称	事業名	要件緩和対象地域	対象経費	措置内容		補助率等	要綱等の記載箇所 (例: ○要綱第○条)	過疎地域(要件緩和分)を対象としたH28年度当初予算の交付決定額 (単位:百万円)	補助金等全体のH28年度当初予算の交付決定額 (単位:百万円)	根拠法令	
					通常	緩和 (過疎地域)						
					補助要件等							
1	農林水産省	農業競争力強化基盤整備事業	農地整備事業 (経営体育成型)	過疎地域・離島・山村	都道府県等が行う、効率的かつ安定的な農業経営を確保するための生産基盤の整備及び経営体の育成事業に要する経費	【区画整理事業の圃場面積要件】 30a以上	20a以上	5.5/10	農業競争力強化基盤整備事業実施要領別紙1-2の第2の1(2)	非公表	7,543	なし
			草地畜産基盤整備事業 (草地整備型:道営草地整備事業)	過疎地域・山村・離島・半島・特定農山村・その他準する地域・酪農及び肉用牛に関する事項をその内容とする市町村計画を作成する市町村	北海道が行う、大型機械化体系に対応した効率的な草地への整備を推進し、既存草地の整備改良による生産事業性の向上と効率的な草地への転換を行い、担い手を中心とした土地利用型畜産体系の確立を図るための生産基盤の整備に係る経費	【整備改良又は造成改良される草地及び受益草地の総面積】 500ha以上	250ha以上	1/2	農業競争力強化基盤整備事業実施要領別紙2の第4の1(1)			
			草地畜産基盤整備事業 (草地整備型:公共牧場整備事業)	過疎地域・山村・離島・半島・特定農山村・その他準する地域・酪農及び肉用牛に関する事項をその内容とする市町村計画を作成する市町村	都道府県が行う、公共牧場の整備により、利用農家の経営の改善を図ると共に、周辺農家の草地等を一体的に整備することで、公共牧場を核とした地区全体の土地利用型畜産体系の確立を図るための生産基盤の整備に係る経費	【公共牧場の既存草地面積及び受益草地等面積】 100ha&200ha以上 (北海道:250ha&300ha)	50ha&100ha (北海道:125ha&150ha)	1/2	農業競争力強化基盤整備事業実施要領別紙2の第4の1(1)、(3)			
			草地畜産基盤整備事業 (畜産担い手総合整備型:再編整備事業)	過疎地域・山村・離島・半島・特定農山村・その他準する地域・酪農及び肉用牛に関する事項をその内容とする市町村計画を作成する市町村	都道府県又は事業指定法人が行う、担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るための生産基盤の整備に係る経費	【事業参加者、受益草地等面積、家畜飼養頭羽数】 10人以上200ha以上&2,000頭以上であって事業完了後に3,000頭以上に増頭	5人以上100ha以上&1,000頭以上であって事業完了後に1,500頭以上に増頭	1/2	農業競争力強化基盤整備事業実施要領別紙2の第4の1(1)、(2)、(3)			
2	農林水産省	農山漁村地域整備交付金	農地整備事業 (経営体育成型)	過疎地域、離島、山村	都道府県等が行う、効率的かつ安定的な農業経営を確保するための生産基盤の整備及び経営体の育成に係る経費	【区画整理事業の圃場面積】 30a以上	20a以上	5.5/10	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1-2の第2の1(2)	非公表	106,650	なし
			農地整備事業 (畑地帯担い手育成型)	過疎地域・離島・特別豪雪地帯・山村・半島・特定農山村・急傾斜畑地帯・その他準する地域		【受益面積の要件】 20ha以上	10ha以上	5.5/10	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1-1の第5の2(1)			
			通作条件整備 (基幹農道整備(一般型))	過疎地域・山村・半島		【受益面積】 50ha以上	30ha以上	1/2	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1-1の第5の5(1)ア			
			通作条件整備 (一般農道整備(一般型))	過疎地域・山村・半島	都道府県又は市町村が行う、必要な水路や区画整理などの生産基盤整備及び営農環境の整備、さらに担い手の育成支援を一体的に実施する事業に要する経費	【受益面積及び全幅員】 50ha以上&4.5m以上	30ha以上&4m以上	1/2	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1-1の第5の5(2)ア			
			地域水田農業再編緊急整備	過疎地域・離島・山村		【区画整理事業の圃場面積】 30a以上	20ha以上	1/2	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙1-2の第2の5			
			草地畜産基盤整備事業 (草地整備型:道営草地整備事業)	過疎地域・山村・離島・半島・特定農山村・その他準する地域・酪農及び肉用牛に関する事項をその内容とする市町村計画を作成する市町村	北海道が行う、大型機械化体系に対応した効率的な草地への整備を推進し、既存草地の整備による生産事業性の向上と効率的な草地への転換を行い、担い手を中心とした土地利用型畜産体系の確立を図るための生産基盤の整備に係る経費	【整備改良又は造成改良される草地及び受益草地の総面積】 500ha以上	250ha以上	1/2	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙6の第5「道営草地整備事業」(1)			
			草地畜産基盤整備事業 (草地整備型:公共牧場整備事業)	過疎地域・山村・離島・半島・特定農山村・その他準する地域・酪農及び肉用牛に関する事項をその内容とする市町村計画を作成する市町村	都道府県が行う、公共牧場の整備により、利用農家の経営の改善を図ると共に、周辺農家の草地等を一体的に整備することで、公共牧場を核とした地区全体の土地利用型畜産体系の確立を図るための生産基盤の整備に係る経費	【公共牧場の既存草地面積及び受益草地等面積】 100ha&200ha以上 (北海道:250ha&300ha)	50ha&100ha (北海道:125ha&150ha)	1/2	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙6の第5「公共牧場整備事業」(1)			
草地畜産基盤整備事業 (畜産担い手総合整備型:再編整備事業)	過疎地域・山村・離島・半島・特定農山村・その他準する地域・酪農及び肉用牛に関する事項をその内容とする市町村計画を作成する市町村	都道府県又は事業指定法人が行う、担い手を主体とした畜産主産地の形成又は再編整備等を図るための生産基盤の整備に係る経費	【事業参加者、受益草地等面積及び家畜飼養頭羽数】 10人以上&30ha以上&2,000頭以上であって事業完了後に3,000頭以上に増頭	5人以上&15ha以上&1,000頭以上であって事業完了後に1,500頭以上に増頭	1/2	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙6の第5「再編整備事業」(1)						

※補助金等は平成28年度時点のもの。

府省庁名	補助金等の名称	事業名	要件緩和対象地域	対象経費	措置内容		補助率等	要綱等の記載箇所 (例: ○○要綱第○条)	過疎地域(要件緩和分)を対象としたH28年度当初予算の交付決定額 (単位: 百万円)	補助金等全体のH28年度当初予算の交付決定額 (単位: 百万円)	根拠法令	
					補助要件等							
					通常	緩和 (過疎地域)						
2	農林水産省	農山漁村地域整備交付金	草地畜産基盤整備事業 (畜産担い手総合整備型: 水田地帯等担い手育成整備事業)	過疎地域・山村・離島・半島・特定農山村・その他準ずる地域	都道府県又は事業指定法人が行う、水田地帯における家畜を飼養する新たな担い手の育成を図るための生産基盤の整備に係る経費	【事業参加者、受益草地等面積及び牛飼養増頭数】 10人以上 & 30ha以上 & 100頭以上	5人以上 & 15ha以上 & 50頭以上	1/2	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙6の第5「水田地帯等担い手育成整備事業」(2)、(4)、(5)	非公表	106,650	なし
			農地防災事業 (ため池等整備事業: ため池整備事業(ため池整備工事①))	過疎地域・山村・離島・半島・特定農山村・その他準ずる地域	都道府県又は団体が行う、災害発生防止等が必要なため池の新設若しくは変更又は新設と併せて行うためのため池の廃止及びこれらの附帯施設整備に係る経費	【受益面積及び総事業費(大規模事業)】 100ha以上 & 8,000万円以上(都道府県実施の場合) 60ha以上 & 8,000万円以上(都道府県以外が実施の場合)	70ha以上 & 3,000万円以上(都道府県実施の場合) 20ha以上 & 3,000万円以上(都道府県以外が実施の場合)	5.5/10	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙7-1運用別紙1 II 2 (3)			
			農地防災事業 (ため池等整備事業: ため池整備事業(ため池整備工事②))	過疎地域・山村・離島・半島・特定農山村・その他準ずる地域	都道府県又は団体が行う、ため池整備事業①に加え、築造後に早急に整備を要する旧農用ため池の廃止又は変更及びこれら附帯施設以外の整備に係る経費	【受益面積及び総事業費(小規模事業)】 10ha以上 & 800万円以上(都道府県実施の場合) 10ha未満 & 800万円以上(都道府県以外が実施の場合)	5ha以上(高度な技術を要するものは2ha) & 800万円以上(都道府県実施の場合) 10ha以上 & 800万円以上(都道府県以外が実施の場合)	1/2	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙7-1運用別紙1 II 2 (3)			
			農地防災事業 (ため池等整備事業: ため池整備事業(都市型緊急整備事業①))	過疎地域・山村・離島・半島・特定農山村・その他準ずる地域	都道府県又は団体が行う、災害発生防止等が必要なため池のうち、とりわけ甚大な被害を生ずるおそれがあるものの新設、廃止又は変更及びこれらと併せて行う附帯施設の整備に係る経費	【受益面積及び総事業費(大規模事業)】 100ha以上 & 8,000万円以上(都道府県実施の場合) 60ha以上 & 8,000万円以上(都道府県以外が実施の場合)	70ha以上 & 3,000万円以上(都道府県実施の場合) 20ha以上 & 3,000万円以上(都道府県以外が実施の場合)	5.5/10	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙7-1運用別紙1 II 2 (3)			
			農地防災事業 (ため池等整備事業: ため池整備事業(都市型緊急整備事業②))	過疎地域・山村・離島・半島・特定農山村・その他準ずる地域	都道府県又は団体が行う、災害発生防止等が必要なため池のうち、とりわけ甚大な被害を生ずるおそれがあるものの新設、廃止又は変更及びこれらと併せて行う附帯施設以外の整備に係る経費	【受益面積及び総事業費(小規模事業)】 10ha以上 & 800万円以上(都道府県実施の場合) 10ha未満 & 800万円以上(都道府県以外が実施の場合)	5ha以上(高度な技術を要するものは2ha) & 800万円以上(都道府県実施の場合) 10ha以上 & 800万円以上(都道府県以外が実施の場合)	1/2	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙7-1運用別紙1 II 2 (3)			
			農地防災事業 (ため池等整備事業: ため池水質改善工事)	過疎地域・山村・離島・半島・特定農山村・その他準ずる地域	都道府県又は団体が行う、水質悪化が著しく、地域の農業生産及び周辺環境に対して悪影響を与えているため池の水質を改善するために必要な工事に係る経費	【受益面積及び総事業費(大規模事業)】 100ha以上 & 8,000万円以上(都道府県実施の場合) 60ha以上 & 8,000万円以上(都道府県以外が実施の場合)	70ha以上 & 3,000万円以上(都道府県実施の場合) 20ha以上 & 3,000万円以上(都道府県以外が実施の場合)	5.5/10	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙7-1運用別紙1 II 2 (3)			
			農地防災事業 (ため池等整備事業: ため池整備工事(特別対策型))	過疎地域・山村・離島・半島・特定農山村・その他準ずる地域	都道府県又は団体が行う、災害発生防止等が必要なため池の新設若しくは変更又は新設と併せて行う耕作放棄地を利用した代替ため池の新設及び附帯施設の整備に係る経費	【受益面積及び総事業費(小規模事業)】 10ha以上 & 800万円以上(都道府県実施の場合) 10ha未満 & 800万円以上(都道府県以外が実施の場合)	5ha以上(高度な技術を要するものは2ha) & 800万円以上(都道府県実施の場合) 10ha以上 & 800万円以上(都道府県以外が実施の場合)	1/2	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙7-1運用別紙1 II 2 (3)			
			農地防災事業 (ため池等整備事業: 用排水施設整備工事)	過疎地域・山村・離島・半島・特定農山村・その他準ずる地域	都道府県又は団体が行う、自然的・社会的状況の変化等により早急に整備を要する頭首工や水路等の整備に係る経費	【受益面積及び総事業費(大規模事業)】 400ha以上 & 8,000万円以上(都道府県実施の場合) 200ha以上 & 8,000万円以上(都道府県以外が実施の場合)	200ha以上 & 3,000万円以上(都道府県実施の場合) 100ha以上 & 3,000万円以上(都道府県以外が実施の場合)	5.5/10	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙7-1運用別紙1 II 2 (4)			
			農地防災事業 (ため池等整備事業: ため池等農地災害危機管理対策事業)	過疎地域・山村・離島・半島・特定農山村・その他準ずる地域	都道府県及び団体が行う、災害発生のおそれがあるため池等について、防災・減災を目的として「農地災害危機管理対策計画」に基づき実施する事業に係る経費	【被害想定面積】 10ha以上	5ha以上	1/2	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙7-1運用別紙1 II 2 (7)			
			農地防災事業 (ため池等整備事業: 地域ため池総合整備事業)	過疎地域・山村・離島・半島・特定農山村・その他準ずる地域	都道府県が行う、地域ため池総合整備計画に基づき防災・減災を核とし、環境・利活用を通じた保全を図るハード・ソフト対策を総合的に実施する事業に要する経費	【受益面積※1、被害想定面積※2、受益面積※3】 10ha以上 & 10ha以上 & 10ha以上	5ha以上 & 5ha以上 & 5ha以上(高度な技術を要するものは2ha以上)	5.5/10 1/2	農山漁村地域整備交付金実施要領別紙7-1運用別紙2第6の2の(8)			

※補助金等は平成28年度時点のもの。

府省庁名	補助金等の名称	事業名	要件緩和対象地域	対象経費	措置内容		補助率等	要綱等の記載箇所 (例: ○要綱第○条)	過疎地域(要件緩和分)を対象としたH28年度当初予算の交付決定額 (単位: 百万円)	補助金等全体のH28年度当初予算の交付決定額 (単位: 百万円)	根拠法令	
					通常	緩和 (過疎地域)						
					補助要件等							
2	農林水産省	農山漁村地域整備交付金	農地防災事業 (農村災害対策整備事業)	過疎地域・山村・離島・半島・特定農山村	都道府県、市町村等が行う、地域で発生する災害から農村住民の生命、財産及び生活を守るための農業用施設や農村防災施設等のうち整備の優先度が高い施設の整備に係る経費(実施主体は事業によって異なる)	【受益面積】 事業毎の受益面積要件を満たす必要がある。 例: 「農業用排水施設整備」20ha以上 「区画整理」60ha以上	10ha以上 (災害防除対策推進地域等で実施する整備事業又は大きな災害発生地域で実施する整備事業の受益面積合計)	5.5/10	農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙7-1運用別紙5第5の2の(1)ウ	非公表	106.650	なし
			森林整備事業 (育成林整備事業: 森林管理道開設)	過疎地域・旧過疎地域・特定市町村・準特定市町村・水源地域・沖縄県	都道府県、市町村、森林組合等が行う、育成林の整備の推進を図るとともに生活環境の改善にも資するために必要な路網の整備に係る経費(実施主体は事業によって異なる)	【森林面積及び全体計画延長】 50ha以上&1km以上	30ha以上&0.8km以上	5.5/10 3/5	農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙17第4の1の(4)ア			
			森林整備事業 (育成林整備事業: 峰越連絡林道)	過疎地域・旧過疎地域・特定市町村・準特定市町村・水源地域・沖縄県	都道府県、市町村、森林組合等が行う、育成林の整備の推進を図るとともに生活環境の改善にも資するために必要な路網の整備に係る経費(実施主体は事業によって異なる)	【森林面積及び全体計画延長】 50ha以上&1km以上	30ha以上&0.8km以上	5.5/10 7.5/10 1/2	農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙17第4の1の(4)ア			
			森林整備事業 (共生環境整備事業: 森林管理道開設)	過疎地域・旧過疎地域・特定市町村・準特定市町村・水源地域・沖縄県	都道府県、市町村等が行う、森林と人とのふれあい空間の整備や多様な主体による森林づくりを目的として行う事業に係る経費(実施主体は事業によって異なる)	【森林面積及び全体計画延長】 50ha以上&1km以上	30ha以上&0.8km以上	5.5/10 3/5	農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙17第4の1の(4)ア			
			森林整備事業 (共生環境整備事業: 改良(作業道改良、作業ポイント、接続路除く))	過疎地域・旧過疎地域	都道府県、市町村等が行う、森林と人とのふれあい空間の整備や多様な主体による森林づくりを目的として行う事業に係る経費(実施主体は事業によって異なる)	【利用区域内森林面積(幹線林道以外)】 50ha以上	30ha以上	1/2等	農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙17第4の2の(4)イ			
			森林整備事業 (水産物供給基盤整備事業)	過疎地域・離島・山村	都道府県、市町村等が行う、水産資源の維持及び増大並びに水産物の生産機能の強化を図るための漁場の施設の整備に係る経費	【道路法による所要の調整】 必要	免除	1/2以内	農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙19第3の1の(8)			
			森林整備事業 (漁港環境整備事業)	過疎地域・離島・辺地・山村・奄美群島	都道府県又は市町村が行う、漁港及び漁場の水域環境と漁業集落の生活環境の改善を図るために行う雨水、汚水の排水に必要な施設整備等に係る経費	【集落の規模(人口)】 300人以上5,000人以下	50人以上5,000人以下	1/2以内	農山漁村地域整備交付金実施要綱別紙21第3の2(2)			
3	農林水産省	農村地域防災減災事業	整備事業 (用排水施設等整備: ため池整備事業(ため池整備工事: 大規模工事))	過疎地域・山村・離島・半島・特定農山村・特別豪雪地帯	都道府県、市町村又は土地改良区等が行う、災害発生のおそれのある用排水施設等の整備に係る経費(実施主体は事業によって異なる)	【貯水量の要件】 10万㎡以上	5万㎡以上	5.5/10	農村地域防災減災事業実施要綱第2 農村地域防災減災事業実施要綱別紙3-2第5の1(1)	非公表	50.678	なし
				過疎地域・山村・離島・半島・特定農山村・特別豪雪地帯	都道府県、市町村又は土地改良区等が行う、災害発生のおそれのある用排水施設等の整備に係る経費(実施主体は事業によって異なる)	【受益面積、総事業費、貯水量、想定被害総額及び関係市町村住民の危険予測】 100ha以上&8,000万円以上&10万㎡以上&1億円&100人以上	70ha以上&3,000万円以上&5万㎡以上&5,000万円&1人以上	5.5/10	農村地域防災減災事業実施要綱第2 農村地域防災減災事業実施要綱別紙3第4の1(5) 農村地域防災減災事業実施要綱別紙3-2第5の1(1)			
			整備事業 (用排水施設等整備: ため池整備事業(ため池整備工事: 上記以外))	過疎地域・山村・離島・半島・特定農山村・特別豪雪地帯	都道府県、市町村又は土地改良区等が行う、災害発生のおそれのある用排水施設等の整備に係る経費(実施主体は事業によって異なる)	【受益面積及び総事業費(小規模事業)】 10ha以上&800万円以上(都道府県実施の場合) 10ha未満&800万円以上(都道府県以外が実施の場合)	5ha以上(高度な技術を要するものは2ha以上)&800万円以上(都道府県実施の場合) 5ha未満&800万円以上(都道府県以外が実施の場合)	5.5/10	農村地域防災減災事業実施要綱第2 農村地域防災減災事業実施要綱別紙3第4の2(5)			
				過疎地域・山村・離島・半島・特定農山村・特別豪雪地帯	都道府県、市町村又は土地改良区等が行う、災害発生のおそれのある用排水施設等の整備に係る経費(実施主体は事業によって異なる)	【受益面積及び総事業費(複数のため池を対象とする場合)】 10ha以上&800万円以上	10ha以上(合計)&800万円以上	5.5/10	農村地域防災減災事業実施要綱第2 農村地域防災減災事業実施要綱別紙3第4の6			
			整備事業 (用排水施設等整備: ため池整備事業(農作物生育阻害等防止工事))	過疎地域・山村・離島・半島・特定農山村・特別豪雪地帯	都道府県、市町村又は土地改良区等が行う、災害発生のおそれのある用排水施設等の整備に係る経費(実施主体は事業によって異なる)	【受益面積(管理施設の整備)】 5ha以上&800万円以上	2ha以上&800万円以上	5.5/10	農村地域防災減災事業実施要綱第2 農村地域防災減災事業実施要綱別紙3第4の7			
				過疎地域・山村・離島・半島・特定農山村・特別豪雪地帯	都道府県、市町村又は土地改良区等が行う、災害発生のおそれのある用排水施設等の整備に係る経費(実施主体は事業によって異なる)	【受益面積】 10ha以上(都道府県)、5ha以上10ha未満(団体)	5ha以上(都道府県)、2ha以上5ha未満(団体)	5.5/10	農村地域防災減災事業実施要綱第2 農村地域防災減災事業実施要綱別紙3-2第6の4			
			過疎地域・山村・離島・半島・特定農山村・特別豪雪地帯	都道府県、市町村又は土地改良区等が行う、災害発生のおそれのある用排水施設等の整備に係る経費(実施主体は事業によって異なる)	【受益面積(管理施設の整備)】 5ha以上&800万円以上	2ha以上&800万円以上	5.5/10	農村地域防災減災事業実施要綱第2 農村地域防災減災事業実施要綱別紙3第4の7				

※補助金等は平成28年度時点のもの。

